

令和2年度第1回豊島区介護予防・ 日常生活支援総合事業説明会

豊島区内事業所による通所型サービスA（としまりハビリ
通所サービス）の実施について

令和2年10月16日・19日

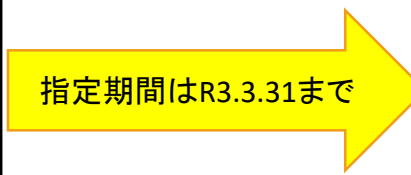


令和2年11月13日・16日

豊島区高齢者福祉課総合事業グループ

1. 令和3年度以降の総合事業デイサービス

- 現在の介護予防通所事業（国相当基準)(A6)は令和3年度以降も継続して実施する。
- 豊島区独自基準の「としまりハビリ通所サービス」(A8)を令和3年4月より開始する。

R3.4.1

介護予防通所事業		
としまりハビリ通所サービス		

2. としまりハビリ通所サービス概要

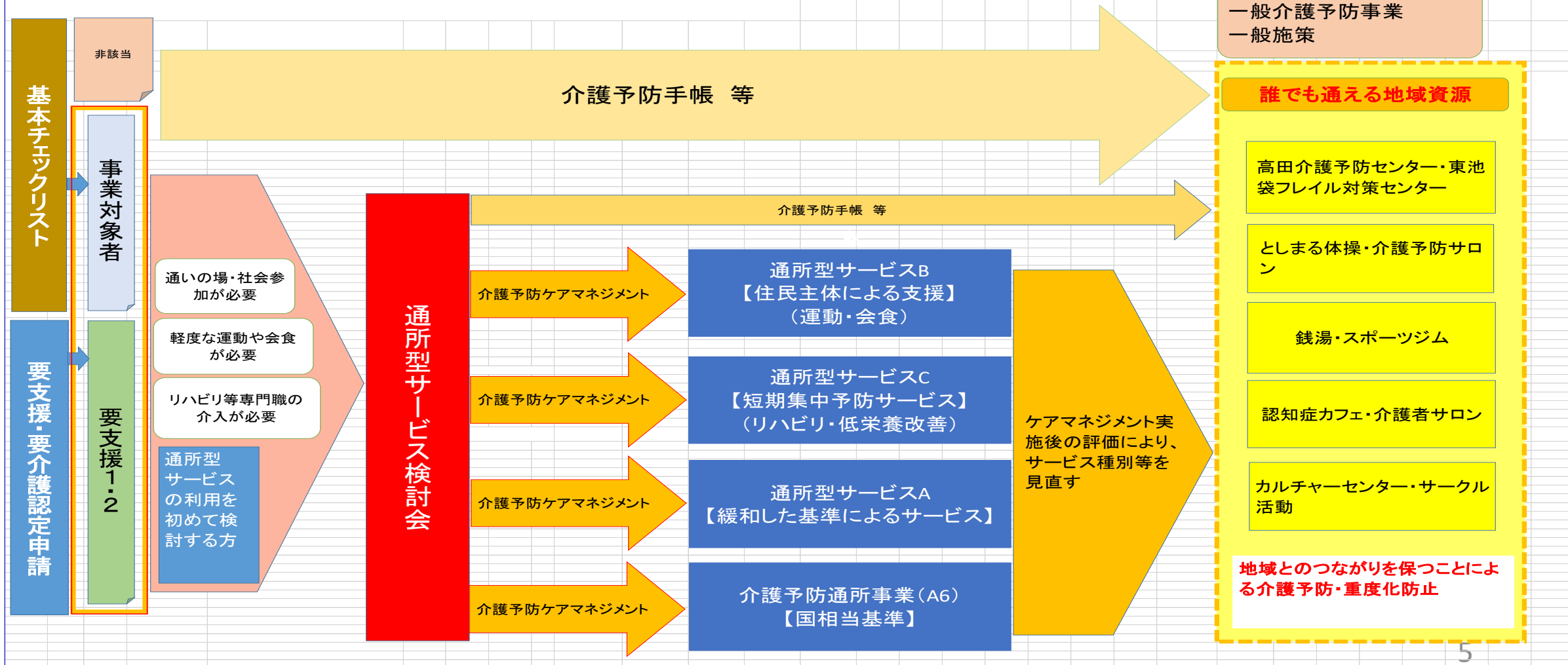
サービス種別	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス：A8）
名称	としまりハビリ通所サービス
実施時期	令和3年4月1日
実施方法	事業者指定方式（区内事業者に限る）
対象者	要支援1・2、事業対象者
対象者像	運動機能の維持・改善が必要な方
サービス内容	機能訓練に特化し、利用者の運動機能の維持・改善に取り組み、利用者をいち早く自立した日常生活に戻すための支援。（入浴サービスは行わない）

3.としまリハビリ通所サービスの目的及び利用促進について

1. 実施目的	機能訓練に特化したサービスを提供することで、利用者の運動機能の維持・改善を図り、いち早く地域の通いの場（サロン等）に結び付けたり、介護予防手帳を活用したセルフプランにより日常生活を送れるよう支援することを目的とする。
2. サービスの利用促進	「通所型サービス検討会」を通じて、通所型サービスAの利用をケアマネジャーや包括を通じて積極的に働きかける。

4.通所型サービス利用の流れ

令和3年4月以降の通所型サービスイメージ(案)



5.介護予防通所事業（A6）との相違点について

	としまリハビリ通所サービス（A8）	介護予防通所事業（A6）
基本報酬・加算	区独自の基本報酬・加算及び加算相当費を設定	国基準
利用者負担	定額	定率
5回目・9回目の報酬請求	請求可	請求不可
サービス提供時間	90分以上	規定なし
入浴サービス	なし	事業所による
指定基準	区独自基準	国基準

6. としまりハビリ通所サービス（A8）と介護予防通所事業（A6）を併用した場合のサービス費の算定について

利用者がとしまりハビリ通所サービス（A8）と介護予防通所事業（A6）を併用した場合、介護予防通所事業（A6）に係るサービス費は算定しない。

※A6とA8のサービスを提供した事業所が同一か異なるかを問わない。

※プランを変更した場合は、同月中の算定が可能。

7. ケアマネジメント及び原子爆弾被爆者の利用について

(1) としまりハビリ通所サービスのケアマネジメント

介護予防支援 又は 介護予防ケアマネジメントA（すこやか生活プラン）

(2) 原子爆弾被爆者の利用について

原子爆弾被爆者については、全額公費による助成事業が行われているが、総合事業の実施に伴う助成範囲については、サービスコードA2（訪問型）又はA6（通所型）に限られているため、A6を利用する。

8.基本報酬

算定項目	単位数	算定単位	回数
事業対象者・要支援1	380単位	1回につき	週1回程度 例：380（単位）×5（回数）＝1,900（単位）
事業対象者※1・要支援2	391単位	1回につき	週2回程度 例：391（単位）×9（回数）＝3,519（単位）

※1.サービス担当者会議等で、利用者の実態にあった利用回数を設定

※地域単価は10.9円

9.基本報酬の設定について

国が定めるサービス価格（単価）について、これまでは地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、区市町村が具体的な額を定めることとしていたが、令和3年度より介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、上限ではなく目安とすることとし、区市町村において、国が定める目安の額を勘案して、具体的な額を定めることを可能とする意向が国より示された。そのため、としまリハビリ通所サービス（A8）の基本報酬については、介護予防通所事業（A6）と同額とすることとした。また、サービス上限額の弾力化を見据え、通所型サービスの利用上限額を引き上げたうえで、としまリハビリ通所サービス（A8）に限っては、5回目・9回目の利用があった場合でも、報酬請求を認めるものとした。

<参考>

通所型サービス利用上限額

（令和2年度）

要支援1・事業対象者：1, 655単位/月→1, 900単位/月

要支援2・事業対象者：3, 393単位/月→3, 519単位/月

（令和3年度予定）

支給限度額上限額

要支援1：5, 032単位/月

要支援2：10, 531単位/月

10.加算及び加算相当費

(1)加算

加算の名称	内容・条件	単位
機能訓練向上加算	利用者の運動機能の向上を目的とし、個別に実施される機能訓練であって利用者の心身の向上に資するために行った場合に加算 ※利用者1人につき1月に1回まで算定可能	225単位

(2)加算相当費（豊島区の被保険者に限る。国保連ではなく豊島区に直接請求する。）

加算相当費の名称	内容・条件	金額
介護認定軽度化加算相当費	サービス利用中に、(1)要支援2→要支援1又は非該当、(2)要支援1→非該当に認定された場合に支払う。	10,000円
自立化加算相当費	利用者が地域の通いの場に新たに参加し、サービス利用を終了した場合に支払う。	20,000円
副都心加算相当費	通所型サービスAの報酬請求実績がある事業所に支払う。 ※通所型サービスAの利用人数に関わらず、1月ごとに算定 ※通所型サービスAの指定を受けているだけでは算定不可	50,000円

11.減算

減算の名称	内容・条件	減算の目安
通所型サービス定員超過	<ul style="list-style-type: none">・事業所全体の利用定員が超過した場合に減算を行う。 ※ただし、事業所全体の利用定員が超えない場合でも以下に該当する場合は定員超過とみなし、減算を行う。・通所介護と介護予防通所事業に相当するサービスの部分が、通所介護と介護予防通所事業に相当するサービスの利用定員の超過利用になる場合・としまりハビリ通所サービスの部分が、としまりハビリ通所サービスの利用定員の超過利用となる場合	各基本報酬×70% 要支援1：266単位 要支援2：274単位 ※1回につき
通所型サービス人員欠員	看護職員・介護職員が欠員の場合に減算を行う。	各基本報酬×70% 要支援1：266単位 要支援2：274単位 ※1回につき
通所型サービス同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを提供する場合に減算を行う。	要支援1：-376単位 要支援2：-752単位 ※1月につき

12.としまリハビリ通所サービス（A8）利用者負担額一覧表

	としまリハビリ通所サービス（A8） ※基本報酬 事業対象者・要支援1：380単位 事業対象者・要支援2：391単位	※参考 介護予防通所事業（A6） ※基本報酬 事業対象者・要支援1：380単位 事業対象者・要支援2：391単位
事業対象者・要支援1	1割負担： <u>300</u> （円） 2割負担： <u>600</u> （円） 3割負担： <u>900</u> （円） ※1回あたり	1割負担： <u>415</u> （円） 2割負担： <u>829</u> （円） 3割負担： <u>1,243</u> （円） ※1回あたり
事業対象者・要支援2	1割負担： <u>300</u> （円） 2割負担： <u>600</u> （円） 3割負担： <u>900</u> （円） ※1回あたり	1割負担： <u>427</u> （円） 2割負担： <u>853</u> （円） 3割負担： <u>1,279</u> （円） ※1回あたり
機能訓練向上加算（225単位） ※としまリハビリ通所サービス（A8） に係る加算	1割負担： <u>200</u> （円） 2割負担： <u>400</u> （円） 3割負担： <u>600</u> （円） ※1月あたり	
※参考 運動器機能向上加算（225単位） ※介護予防通所事業（A6）に係る加算		1割負担： <u>246</u> （円） 2割負担： <u>491</u> （円） 3割負担： <u>736</u> （円） ※1月あたり

1 3.通所介護と介護予防通所事業及び通所型サービスAを一体的に実施する場合の基準等の取扱い

人員基準	通所型サービスAに関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、 <u>総合事業の基準による人員配置が可能である。</u>
設備基準	それぞれの利用者の処遇に影響がないことを前提にサービス提供する必要があるため、 <u>食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。</u>
利用定員について	<u>通所介護と介護予防通所事業については、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と、介護予防通所事業の対象となる利用者（要支援者等）との合算で利用定員を定め、これとは別に通所型サービスAについては当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとする。</u>

14.人員・設備・運営基準一覧（同時実施）

	通所介護と介護予防通所事業及びとしまりハビリ通所サービスを一体的に実施する場合のとしまりハビリ通所サービスの基準	参考 介護予防通所事業の基準
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従 1 以上※ 1 ・看護職員 1 以上 ・介護職員 1 5 人以下 専従 1 以上 <li style="padding-left: 20px;">1 6 人以上 利用者 1 人につき専従 0. 1 以上 ・機能訓練指導員 1 以上※ 2 <p>※ 1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 ※ 2 サービスの単位ごとに提供時間を通じて従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従 1 以上 ・生活相談員 専従 1 以上 ・看護職員 専従 1 以上（利用定員 1 0 名以下の場合は、看護職員又は介護職員 1 以上） ・介護職員 1 5 人以下 専従 1 以上 <li style="padding-left: 20px;">1 6 人以上 利用者 1 人につき専従 0. 2 以上 （生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤） ・機能訓練指導員 1 以上 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3 m²×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3 m²×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 →「18.利用者の個別サービス計画について」参照 ・重要事項の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・提供拒否の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・提供拒否の禁止

15.人員・設備・運営基準一覧（単独実施）

	としまリハビリ通所サービスを単独で実施する場合の基準	参考 介護予防通所事業の基準
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上※1 ・看護職員 1以上 ・介護職員 15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人につき専従0.1以上 ・機能訓練指導員 1以上※2 <p>※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能 ※2 サービスの単位ごとに提供時間を通じて従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上（利用定員10名以下の場合は、看護職員又は介護職員1以上） ・介護職員 15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人につき専従0.2以上（生活相談員・介護職員の1以上は常勤） ・機能訓練指導員 1以上 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 →「18.利用者の個別サービス計画について」参照 ・重要事項の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・提供拒否の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 ・提供拒否の禁止

16. 人員基準の詳細

管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則として専らとしまりハビリ通所サービスに従事する必要がある。・<u>常勤である必要はない。</u>
看護職員	<ul style="list-style-type: none">・としまりハビリ通所サービスの単位ごとに、当該としまりハビリ通所サービスの提供にあたる従事者が1以上確保されるために必要と認められる数。・<u>常勤・専従である必要はない。</u> ※「17. としまりハビリ通所サービスにおける看護職員の配置基準について」も参照
介護職員	<ul style="list-style-type: none">・としまりハビリ通所サービスの単位ごとに、<u>提供時間を通じて</u>、専ら当該としまりハビリ通所サービスの提供にあたる従事者が常に1以上確保されるために必要と認められる数。・15人以下：専従1以上 16人以上：利用者1人につき専従0.1以上・<u>常勤である必要はない。</u>
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none">・としまりハビリ通所サービスの<u>単位ごとに、提供時間を通じて</u>、当該としまりハビリ通所サービスの提供にあたる従事者が常に1以上確保されるために必要と認められる数。・<u>常勤・専従である必要はない。</u>

17.としまリハビリ通所サービスにおける看護職員の配置基準について

としまリハビリ通所サービスにおける看護職員の配置基準について、下記の場合においてそれぞれ条件を満たす場合に限り、看護職員の配置があるものとする。

- (1)同一敷地内又は隣接する敷地内等の同一法人が運営する他事業所（以下、「同一敷地内他事業所」という。）との兼務において下記条件を全て満たす場合
- (2)病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携によって下記条件を全て満たす場合

<条件>

- 看護職員が当該指定通所介護事業所内でサービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行うこと。
- 提供時間帯を通じて、同一敷地内他事業所及び病院、診療所又は訪問看護ステーションと密接かつ適切な連携（※1）を図っていること。

※上記(2)の場合、連携先として認められるのは病院、診療所又は訪問看護ステーションに限られる。それ以外の介護サービス事業所等や自宅待機等は認められない。

※1「密接かつ適切な連携」とは、当該指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保することをいう。

18.利用者の個別サービス計画について

- (1)としまリハビリ通所サービスは「機能訓練特化型」のサービスを想定しているため、主に**機能訓練指導員**が「機能訓練計画」の作成を行うことを想定している。
※「介護予防通所介護計画」に相当する計画書（としまリハビリ通所サービス計画）は従来通り管理者が行うものとする。
- (2)「としまリハビリ通所サービス計画」と「機能訓練計画」を**一体的に作成すること**も可とする。その場合書式等は区では定めず事業所独自の書式を用いることとする。また作成にあたっては主に機能訓練指導員が携わるものとする。
- (3)「としまリハビリ通所サービス計画」と「機能訓練計画」又はその二つを一体的に作成した計画に基づき、運動器機能向上サービスを行うこと。また、利用者の運動器の機能を定期的に記録し、評価を行うこと。

19.指定申請について

としまりハビリ通所サービスの指定申請に関する書類は11月10日（火）までにケア倶楽部及び豊島区ホームページに掲載します。指定申請をご予定の場合、まずは以下にご連絡ください。

お問い合わせ先

豊島区高齢者福祉課 総合事業グループ

電話番号 03-4566-2435

Email A0029294@city.toshima.lg.jp